

神労福協発第23-41号
2023年9月6日

神奈川県
知事 黒岩 祐治 様

神奈川県労働者福祉協議会
会長 林 克 己

2024年度に向けた政策制度ならびに支援協力の要請

貴職におかれましては、日頃より県政の発展と県民生活の向上にむけて、諸施策の推進に奮闘されていることに敬意を表するとともに、私どもの勤労者福祉事業に対しまして、深いご理解とご支援をいただき厚く感謝を申し上げます。

また、5月8日には新型コロナウイルス感染症の類型が5類に変更され、社会経済活動の促進を図りながら、ポストコロナ社会における、県内経済の着実な回復に向けた政策に取り組んでいただいておりますことに改めて感謝いたします。

私たち神奈川県労働者福祉協議会は、「すべての働く人の幸せと豊かさをめざして、連帯・協同で安心・共生の福祉社会をつくります」を理念に掲げ、加盟団体や幅広いネットワークによる連帯・協働で、各般の課題に取り組んでいます。

このような中で、神奈川県として『いのち輝くマグネット神奈川』の理念を継承しつつ、2040年頃の神奈川を展望した「基本構想」と、2024年度から2027年度を計画期間とする「実施計画」で構成する新たな『総合計画』を策定することについて、大きく変化した社会情勢に対応し、長期的なビジョンを県民と共有する大変重要な計画であり、多くの期待が寄せられています。

一方、日本においては、コロナ禍、物価高騰、円安による「三重苦」が私たちの日々の生活を苦しめ続けており、これらは特に弱い立場・不安定な立場にある生活者の雇用と生活に深刻な影響を与えています。

神奈川県労福協は、引き続き広く各層への理解の進展に務めながら「貧困や社会的排除がなく、人と人とのつながりが大切にされ、平和で安心して働きくらせる持続可能な社会」の実現に向けて取り組みます。

今般、神奈川県労福協は、「2024年度に向けた政策・制度ならびに支援協力の要請」を添付のとおり策定しましたので、県政運営に反映いただきますようご要請申し上げます。

以 上

神奈川県労働者福祉協議会
政策制度ならびに支援協力の要請

I. 政策・制度の要請

1. SDGs（持続可能な開発目標）の推進

(1) SDGs推進と協同組合の促進・支援

2. 防災・減災対策の強化

(1) 平時における防災・減災の対策

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

(1) 教育の機会均等と奨学金制度等の拡充・改善

(2) 生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備

(3) 生活保護制度の改善に伴う対応

(4) 子どもの貧困・虐待対策の強化

(5) 食品ロス削減とフードバンク活動の促進

4. 消費者政策の充実・強化

(1) 消費生活相談員の拡充と体制強化

(2) 消費者教育の強化

(3) 多重債務対策の強化

5. ディーセント・ワークの推進

(1) ハラスメントの防止

(2) ジェンダー平等の推進

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

6. 中小企業勤労者の福祉格差の是正

7. 安心して暮らせる地域社会づくり

(1) 持続可能な地域医療体制の整備

(2) 保健所体制の強化

(3) 子育て支援の推進

(4) 介護従事者の確保・養成と働き続けられる環境づくり

(5) ケアラーおよびヤングケアラー対策

(6) 労働者協同組合法に伴う政策推進

(7) 若年層の自殺対策の強化

(8) 外国人との共生環境整備

(9) 人権が保障される共生する地域社会づくり

II. 支援協力の要請

1. 神奈川県労働者福祉協議会への助成について

2. 生活相談事業への支援について

3. 加盟事業団体からの支援協力について

I. 政策・制度の要請

1. SDGs（持続可能な開発目標）の推進

(1) SDGs推進と協同組合の促進・支援

- ① SDGsの達成に向けた取り組みが各種の要因により停滞していることから、改めて協同組合や労働組合、労働者福祉に関わる団体などが連携し、地域における貧困・格差・福祉・教育・環境・自然災害などの社会的課題の解決に取り組み、持続可能な社会づくりに向けて役割が発揮されるように行政による支援を強化すること。

＜背景＞6月に「持続可能な開発ソリューションネットワーク」から公表された「持続可能な開発報告書2023」によると日本のSDGsの進捗状況は世界各国と比較すると、目標達成の道筋から大幅に外れ、停滞傾向にあるとされている。改めて各分野における目標達成に向けた取り組み強化が求められている。

2. 防災・減災対策の強化

(1) 平時における防災・減災の対策

- ① 災害から県民の生命、身体及び財産を守り、社会生活・地域経済の安定を図るためには、災害予防・減災対策の取組を確実に推進することとし、以下の事項について実効性のある施策を講ずること。
 - (ア) 災害時には行政機関による「公助」だけでは限界があり、住民・地域等による「自助・共助」の取組みが求められることから、地域防災力の向上に対する防災分野の人材育成を支援すること。
 - (イ) 災害発生に備え、避難支援を必要とする「避難行動要支援者名簿」や「個別避難計画」の作成、ならびに福祉避難所の指定、受援体制の整備などを進めているが、市町村によっては十分に進んでいない状況があることから、計画策定に係る課題を調査・把握のうえ計画作成を支援すること。
- ② 近年、多様化する自然災害等に対し、災害に強い街づくりを進めるため、以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。
 - (ア) 浸水範囲が広がる大規模な水害では避難場所も不足し、県や市町村の枠を超えた広域避難が必要になるが、水害を想定した広域避難は十分な所要時間が必要になることから、学校や企業、地域における対応、通常の避難情報に対する広域避難の情報の提供の在り方などを整理し、広域避難に関する普及啓発の徹底に取り組むこと。
 - (イ) 都心南部直下地震、神奈川県西部地震、南海トラフ巨大地震、大正型関東地震にかかる地震被害想定調査の防災対策が2016年に公表されたが、災害対策を巡る環境の変化に対応した被害想定や防災行動の普及・啓発の徹底すること。
 - (ウ) 自然災害の多発や大規模災害発生への切迫が指摘される中、福祉分野と防災分野の垣根を越えて、高齢者や障がい者など災害時に支援が必要な方々の個別避難計画の政策や福祉避難所の開設運営等について市町村をサポートすること。

3. 格差の是正、貧困のない社会に向けたセーフティネットの強化

(1) 教育の機会均等と奨学金制度等の拡充・改善

- ① 奨学金返還の負担が経済的・心理的な重荷となって結婚を躊躇することのないよう、従業員の奨学金返還を支援する企業への助成や奨学金返還支援制度（従業員を支援する企業への助成制度等を含む）を有する市町村への財政支援、過去の借入により返還が負担となっている人を支援する取り組みを検討すること。

- ② 大学等入学時は入学金をはじめとして多額の経費が必要となることから、入学前の大学・専門学校等の高等教育に係る教育費の負担軽減のため、国が実施する授業料等の減免や給付型奨学金事業等について、支援対象の拡大、給付額の引上げ、運用方法の弾力化など、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて経済的困難が生じた学生にも配慮した上で制度の拡充を国に要望すること。

＜背景＞労働者福祉中央協議会は、2022年9月、日本学生支援機構の奨学金を利用し、現在それを返還中の人を対象に奨学金利用の実態とその返還の状況、そして生活実態の調査を行いました。その結果、①奨学金返済が「結婚」「出産」「子育て」に影響を及ぼしており日常的な食事や医療機関の受診など健康面に影響が及んでいる、②返済が苦しいと回答する人が半数にも及び、コロナ過で返済が苦しくなった層も一定程度確認できた、③回答者の8割以上が将来の教育費負担に不安を抱えている、④政府が2024年度より導入を予定している大学院授業料後払い制度の導入にあたっては出世のイメージが平均700万円を超えている、⑤返済負担の支援策として税制支援を求める声が多い——等、暮らしへの影響や将来への不安が明らかになりました。

(2) 生活困窮者自立支援制度の拡充・体制整備

- ① 改正生活困窮者自立支援法の施行後5年の見直しにあたり、①就労支援事業や家計改善支援事業の必須化、②居住支援事業への再編など支援メニューの拡充、③制度を支える相談支援員の雇用の安定と処遇改善、④公的な住宅手当制度（普遍的な家賃補助制度）の創設、等について、国庫補助費の引き上げや制度の整備・運用改善を図るよう国に要望すること。
- ② 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度との密接な連携のもと、それぞれの特色を活かし、一体的で切れ目のない支援が行なえるように市町村と連携を図ること。

＜背景＞平成30年度に改正された生活保護制度や生活困窮者自立支援制度の施行状況、ならびに国が実施した相対的貧困率の調査結果等をふまえ、実効性のある貧困対策をより一層推進するために財源を確実に確保するとともに制度の改善が求められています。

(3) 生活保護制度の改善に伴う対応

- ① 全国の生活保護申請は、長く続いた新型コロナウイルス禍の影響や物価高騰が重なり3年連続で増加している。2023年10月に施行が予定されている生活保護基準の改定にあたっては、現下の物価高騰の影響をふまえるとともに、低所得者層の消費水準と生活保護基準を比較する方法を改め、新たな検証方法を確立し、健康的で文化的な生活水準が確保できるように国に要望すること。

＜背景＞神奈川県は被生活保護世帯数は増加傾向にあり、2021年度の被保護世帯数（12万2千世帯）は2013年度の1.07倍に増加しています。とりわけ高齢者世帯（6万4千世帯）は、被保護世帯数の半数を占めています。一方、生活保護制度については、全国一律のセーフティネットとしての機能が十分に発揮されるよう、生活保護基準の見直しによる生活保護受給者の生活に対する影響に加え、今般の原油価格高騰による影響を検証するなど不断の見直しが行われています。

(4) 子どもの貧困・虐待対策の強化

- ① 「こども計画」に策定にあたり、当事者である子どもの視点を大切にし、「将来」だけでなく「現在」の生活支援、経済的支援、教育支援、保護者の就労支援、等に取り組む基本姿勢をさらに明確化し、根本的な貧困対策の推進計画を作成すること。

- ② 神奈川県の子どもの保育施設の待機児童数は220人(2022年6月)と発表され、4年連続で減少している一方で、保育施設では保育士の定着・確保が課題となっていることから、保育士の処遇改善啓発や現任保育士の就業継続支援、等の施策を講じるなど、市町村と連携を強め保育所等の整備や保育士の確保を推進すること。

<背景>2023年4月1日に「子ども家庭庁」が創設され、こども基本法を制定しました。今後、都道府県は「こども大綱」を勘案して『こども計画』を作成しますが、「神奈川県子ども貧困対策推進計画」との関わりや、社会全体の支援体制の構築や専門的な人材育成が喫緊の課題と考えます。

(5) 食品ロス削減とフードバンク活動の促進

- ① 神奈川県は農林水産省や消費者庁の施策、ならびに「神奈川県食品ロス削減計画」をふまえ、フードバンク団体の基盤強化(活動に必用な補助、事務所・倉庫・配送車両のインフラ整備への助成、人材育成)に向け、支援策を講じるとともに、市町村や関係団体と連携を図り、地域に根付いたフードバンク団体の開設を促すこと。
- ② 「食品ロス削減の推進に関する法律」をふまえ、フードバンク団体と連携を図り、未利用食品の提供や有効活用の説明会等を精力的に展開し、フードバンク団体への寄贈を促すように努めるとともに、県内市町村が配備する防災備蓄品の有効活用について周知を徹底すること。

<背景>食品ロス削減や貧困問題の解決手段、そして地域コミュニティの再生などSDGsとも直結するフードバンクの活動は県内でも活発化しており、安心して暮らせる地域インフラのひとつとして定着しつつあることから、県行政による一層の啓発活動と施策が重要です。

4. 消費者政策の充実・強化

(1) 消費生活相談員の拡充と体制強化

- ① 多様化する消費者ニーズとDX化を想定し、消費生活相談員の育成と確保について、重点課題と位置づけ取り組むこと。
- ② コロナ禍での「巣ごもり消費」による消費者トラブルは、インターネット通販の利用増加(未経験者の増加)やスマートホンの普及等もあり、若者から高齢者まで幅広い世代でトラブルが発生していることをふまえ相談体制を強化すること。

<背景>消費生活相談体制は、「消費者生活センターの組織及び運営等に関する条例」(2016.4.1施行)に基づき体制整備が行なわれています。一方、消費者の現状は、人口減少・高齢化の進行、成年年齢の引下げ、世帯の単身化・地域コミュニティの衰退等による課題が増加しています。加えて、社会的には、デジタル化の進展・電子商取引の拡大、自然災害の激甚化・多発化、コロナウイルス感染症拡大により暮らしを取り巻く環境は激しく変化しています。

(2) 消費者教育の強化

- ① 成年年齢引下げをふまえた若年層への消費者教育は、被害の未然防止、拡大防止の観点から、高校生や大学・専修大学生を対象とした消費者教育を市町村と連携し、強化すること。

<背景>デジタル技術による社会・生活の変革が便利になる反面、消費生活に関するトラブルは、年々複雑化・多様化しており、架空請求や特殊詐欺が増加しています。加えて、成

年年齢の引下げに伴い消費者被害が低年齢化していることから、若年層の消費者教育が重要です。その解決には高度な知識が求められており一層の人材育成が重要です。

(3) 多重債務対策の強化

- ① 政府の多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会でも指摘されているとおり、総量規制の対象外でもある銀行カードローンに起因する過剰融資や、貸金業法等の適用を逃れSNS個人間融資・後払い現金化・先払い買取現金化等を行うヤミ金融などについて、多重債務防止の観点から啓発活動をはじめ法改正を含めた必要な対応を国と連携し取り組むこと。
- ② 民法の改正により、2022年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられ多重債務の低年齢化など社会問題に発展することが懸念されることから、若者を対象とする「消費者被害予防教育」や「商品やサービスの取引に関する教育」を強化すること。

<背景>神奈川県は「神奈川県ヤミ金融対策連絡会議」を設置し、被害の未然防止に取り組んでいます。一方、新型コロナウイルス感染症の影響で失業や残業削減などにより収入が減少するなどの人々が増えています。近年、これらの生活資金に困っている人を狙った「個人間融資」や「給与ファクタリング」等といった手法が増えていることをふまえ、県民への啓発活動はより一層重要です。

5. ディーセント・ワークの推進

(1) ハラスメントの防止

- ① 従業員を守るために、企業・業界が職場の状況に応じたガイドライン等を策定し、カスタマーハラスメントが起きない環境づくりを構築することが重要であり、事業主を対象とした、顧客等からの暴行、脅迫、暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為に関する相談体制の整備や被害を受けた従業員への配慮など被害防止の取組みを推進すること。

<背景>性別、年齢、国籍、障害の有無等を越えて、ダイバーシティを尊重した多様な人材の活躍促進は、社会的要請であるとともに、労働生産性や労働参加率の向上を通じて経済成長にも資するものであるため、労働者と企業・事業者の双方に対して支援を行うことが必要です。

(2) ジェンダー平等の推進

- ① 中小企業・小規模事業者等において、女性の就業継続、正社員化、管理職登用を積極的に進めるため、誰もが子育てや介護、不妊・病気治療等、生活と仕事を両立できるよう長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の導入を進めるとともに男性の家庭参画への理解促進を図ること。
- ② LGBT等の多様な性的指向・性自認への理解促進 性的指向・性自認の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて、総合的に調整する部局を定めること。また、性的指向・性自認に関する正しい理解の促進や当事者等が安心して暮らせる環境づくりを推進するための方針や取組内容を明らかにすること。

<背景>近年、諸外国におけるジェンダー平等への対応が加速する中、我が国においては男女間格差は正のスピードが遅く、先進国の中では大きく後塵を拝しています。また、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化による女性の雇用や生活への影響は深刻化しており誰もが幸せに暮らし働ける社会の実現に向けて早急な対応が求められています。それらの障壁となっている社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み

(アンコンシャス・バイアス)の解消を進め、4つの分野(教育・経済・政治・健康)において戦略的に取り組むことが必要です。

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ① ワーク・ライフ・バランスやキャリアアップ機会の確保等の観点から、職務・勤務地・労働時間を限定した多様な正社員制度や務間インターバル制度の導入等の環境整備を積極的に進めるよう、県内企業に対する働きかけを強化すること。
- ② 中期的な課題として介護保育所等の整備、中小企業のテレワーク導入支援の取り組みを一層強化し、多様で柔軟な働き方の普及を促進して仕事と家庭の両立を支援し、男性の家事・育児等への参画につなげること。

<背景>神奈川県は「かながわグランドデザイン基本構想」に基づき、職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現に向けて指標を設定して取り組みを展開していますが、コロナ禍以降、多くの企業で業務改善に取り組んでいることや、ライフスタイルの多様化が進んでいることをふまえ、変化する社会ニーズに対応したワーク・ライフ・バランスの取り組みが求められています。

6. 中小企業勤労者の福祉格差の是正

- ① 中小企業勤労者福祉サービスセンターの自立と再生に向けて、広域化を推進するとともに、中小企業の「働き方改革」を福利厚生面から支える総合的福祉センターを展望し、魅力あるサービス内容への抜本改革を進められるように県の責務を果たすこと。
- ② 地域の福祉団体やNPO等とのネットワークにより、個別企業では提供困難な子育て・介護支援、生活福祉相談、生涯生活設計支援、共済・生活保障、自己啓発、健康増進、生きがいづくり、等のワーク・ライフ・バランスの支援や勤労者の多様なニーズにこたえるサービスが提供できる環境をつくること。

<背景>事業者単独では従業員の福利厚生事業を実施することが困難な中小企業に勤務する勤労者を対象に総合的な福祉事業を行っている中小企業勤労者サービスセンターは、利用者ニーズの適格な対応、自立化・広域化等の運営改善、財政面や運営に関して困難な状況にあります。

7. 安心して暮らせる地域社会づくり

(1) 持続可能な地域医療体制の整備

- ① 今般の新型コロナウイルス感染症対応により得られた知見をふまえ、新興感染症等が発生した際の影響にも留意しつつ、地域の実情に応じた持続可能な医療提供体制の確保に向け議論を行い、平時から備えること。
- ② 持続可能な地域医療体制・病院の統合・指定医療機関や衛生研究所の体制・意思臨床研修の定員については、国の「地域医療構想」および神奈川県の「医療計画」等の着実な推進に向けて検討されるべき内容であることから、地域医療構想等について将来的な課題等もふまえ、必要な意見を集約し積極的に取り組むとともに、必要に応じて国に申し入れること。
- ③ 2025年には約2万5千人の看護職員不足が見込まれることから、看護職員の再就業対策等について、**①**安心して再就職できるように無料研修の実施、**②**県内の全准看護師が看護師に移行できるような支援策の強化、**③**修学資金の枠の拡大、等に取り組むこと。

＜背景＞今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、医療提供体制に多大な影響を及ぼし、局所的な病床・人材不足の発生、感染症対応も含めた医療機関間の役割分担・連携体制の構築など、地域医療体制に係る課題が浮き彫りになるとともに、生活習慣病の新型コロナウイルス感染症重症化リスクや、感染症発生下でのがん検診等の受診控えの発生など、疾病予防対策における課題が生じました。一方、人口減少・高齢化の進行に伴い、医療・福祉の人材確保がますます課題となることから、地域包括ケアシステムの深化に向けた在宅医療の拡大や医療と介護の連携推進など、医療提供体制を取り巻く状況が変化することにも対応しながら、県民の健康を守る体制がとれるよう、着実に取り組んでいくことが重要です。

（２）保健所体制の強化

- ① 多様化、高度化する住民ニーズや保健課題に的確に対応できるよう、神奈川県保健師数を全国平均並みに引き上げるなど必要数を確保すること。加えて、住民の健康の保持増進や回復をはかるための様々な活動を展開し、推進できる保健師の育成と確保すること。

＜背景＞少子高齢化が一層進む中で、保健所は幅広い分野における健康問題への対応、感染症や多発する自然災害に対する健康危機管理体制の構築等、保健師に求められる役割は変化するとともに拡大しています。また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、保健所の必要な調査、住民からの相談対応、専門的業務を行う保健師等の専門技術職員の確保が課題となりました。一方、神奈川県就業保健師数は人口10万人あたり26.9人で、全国就業保健師数は44.1人に大きく下回り都道府県別で最下位です。

（３）子育て支援の推進

- ① 子ども・子育て支援について、幼児教育・保育の無償化の円滑な実施、給付型奨学金の拡充や無利子奨学金の充実、児童手当の拡充や子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の全面的な廃止、多様な保育サービスの拡充、子ども・子育て支援新制度の実施に必要な安定財源の確保を国に求めること。
- ② 保育士等の確保が厳しい状況にある中、受け皿の整備に伴い、更に多くの保育士等が必要となることから、保育士修学資金貸付等事業を継続し、引き続き保育士等の更なる処遇改善に確実につなげるための公定価格の見直しや潜在保育士の再就職支援等の推進策を国に求めること。

＜背景＞岸田政権は「異次元の少子化対策」の実施を表明しました。少子化の克服は我が国における喫緊の国家的課題であることから、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目ない支援により、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができるよう、国の予算規模を拡充した上で、地域少子化対策重点推進交付金の運用や、不妊・不育症治療への経済的負担軽減、出産育児一時金の増額、子育て世代包括支援センターへの財政支援など、子ども・子育て支援施策等の更なる充実・強化が必要です。

（４）介護従事者の確保・養成と働き続けられる環境づくり

- ① 介護事業所の深刻な介護職員不足に対応するため、介護職員等特定処遇改善加算に加えて独自の処遇改善に向けた予算を確保すること。
- ② 介護人材の安定的な確保・育成・定着を図るため、介護職への理解促進とイメージアップを様々な広報媒体を活用するなど緊急にかつ財源を集中的に投下して実施し、学生や主婦、元気高齢者などの多様な人材の確保に取り組むとともに介護現場に

における魅力ある職場づくりを促進すること。

- ③ 要介護認定者の増加が見込まれる中、利用者の状況に応じた適切なサービスを提供するために重要な役割を果たす介護支援専門員の安定的な人材確保のため、居宅介護支援事業所における処遇改善加算の創設を国に求めること。
- ④ 地域支援事業（統合事業）の介護予防・生活支援サービス事業価格は、介護保険法施行規則の一部改正（2021. 4. 1 施行）により、市町村が設定できるように見直されたことから、自治体独自の財源補填を可能とするなど適正な事業単価を設定し、継続性のある事業を実施できるようにすること。
- ⑤ 介護保険制度が安定したものとなるよう、原油価格や物価高騰による高齢者施設の支出増加の影響をふまえた基本報酬の改定等の財政措置の迅速な実施を国にもとめること。

＜背景＞厚生労働省は、高齢者がピークを迎える 2040 年度に介護サービス事業所で働く職員が全国で 280 万人、神奈川で 4.6 万人不足すると推計しています。一方、2020 年の介護保険制度改正では、介護人材の不足への対応として、介護人材の確保、資質の向上、業務効率化に関する取組みが強化されたほか、利用者の収入に応じた負担額の上限が引き上げられるなど、制度の安定・持続可能性を確保する対策が講じられていますが、介護保険サービスの利用者とサービス給付費の増加に伴い介護保険料は全国的に増加傾向にあります。

（５） ケアラーおよびヤングケアラー対策

- ① ケアラー全般に関する介護、障がい者および障害児の支援、医療、教育、児童の福祉等の制度間の調整を図りつつ、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に進めて施策を講じること。
- ② 県内事業に対して、雇用する従業員または雇用しようとする者がケアラーである可能性があることを認識した際には、その就労と介護等との両立に資する整備に努め、当該ケアラーの意思を尊重して必要な支援に努めるよう啓発活動を強化すること。
- ③ 教育機関等は、その業務を通じて日常的にヤングケアラーに関わる可能性があることを認識し、ヤングケアラーの早期発見に努めるとともに、当該ヤングケアラーの教育の機会の確保に係る状況を確認し、支援の必要性の把握に努めよう施策を講じること。
- ④ ヤングケアラーに対する支援は、ヤングケアラーとしての時期が社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることを鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長および発達、ならびにその自立が図られるよう支援策を講じること。
- ⑤ 県は、2022 年度からケアラー支援専門員の設置、ヤングケアラーLINE 相談などをはじめ、ケアラーズカフェ等の開催団体への助成に取り組んでいる。当該の関係機関は、相談者の意向を尊重しつつ、健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性の把握に努めるなど、適切なサポートが行えるよう関係機関との連携強化など相談支援体制を充実すること。

＜背景＞近年、少子高齢化、核家族化の進展等の社会環境の変化によって、家庭における介護等の人手が不足し、ケアラーに過度な負担がかかっています。また、根強く残る「家族が介護するのが当たり前」という規範意識も相まって、ケアラーが孤立し、抱える悩みを出しにくくなっており、受けられる支援すら届かないという課題が生じています。

一方、横浜市が市内の小中高生を対象に初めて実施した「ヤングケアラー」実態調査

では、「家族の世話をしている」と回答したのは小学5年生で20.3%（5人に1人）、中学2年生で13.5%（7人に1人）、高校2年生で5.4%（19人に1人）に上ったことが分かりました。このうち、ヤングケアラーと自覚している児童生徒の割合はそれぞれ1割程度にとどまり、潜在化しがちな実態も浮き彫りになりました。これらの課題解決を図るため、ケアラー・ヤングケアラーに対する早急な支援体制の強化と併せて、県民・市民等がケアラーの問題を理解し、ケアラーが孤立することや心身が疲弊することのないよう、社会全体で支える機運を醸成することが強く求められています。

（6）労働者協同組合法に伴う政策推進

- ① 労働者協同組合法の促進により、労働者協同組合連合会の設立が促され、①意欲のあるすべての働く人が働くことができるよう労働市場において労働者の職業の安定が図られる、②労働者の特性に応じて雇用の安定・促進が図られる、③高齢者・障がい者・若年層や就職氷河期世代・外国人材等の雇用の安定・促進が図られる——等により、持続可能で活力ある「地方創生」や「地域共生社会」等の地域づくりの政策推進が期待されることから、以下の事項について、実効性のある施策を講ずること。
 - (ア) 本組合制度の周知や広報、支援施策を実施するための十分な予算措置を講ずること。
 - (イ) 本組合制度の理解促進を図ることが重要なことから市町村職員への周知・啓発の取り組みを強化すること。
 - (ウ) 本組合制度の制度や設立に関する相談窓口を設置すること。

<背景>労働者協同組合法が2022年10月1日に施行された。今後、労働者協同組合および労働者協同組合連合会の設立が想定される。その中でも、労働者協同組合連合会は、組合・連合会を会員とする、労働者協同組合制度の普及発達や発展を目的とした指導・連絡・調整を担う団体であり、同連合会を通して多様な就労の機会と創出が期待されています。

（7）若年層の自殺対策の強化

- ① 神奈川県衛生統計年報によると、年齢階級別死因について全年齢階級では「自殺」が第12位である一方、10歳～14歳までは「自殺」が同率第1位、15歳～39歳までは「自殺」が第1位となっていることから、若年層に対して自殺予防に関する普及啓発や相談窓口周知の拡大・強化すること。

<背景>神奈川県の自殺者数は、2012年から2019年まで減少傾向でしたが、2020年に増加し、2021年はや減少したものの高止まり状態にあります。そのような中で特に10歳代、20歳代の自殺者は、横ばい状態が続いており、若年層が国難に直面した時に生きることを選択できるような支援を実践できるゲートキーパーの養成を進める必要があります。

（8）外国人との共生環境整備

- ① 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（関係閣僚会議決定）等に基づき、地域や職場における円滑な受入れやコミュニケーションの実現のための支援、外国人児童生徒の教育環境の整備、離職者や外国人留学生等に対する就職支援、在留管理体制の構築等、外国人材を適切に受け入れ、共生社会の実現を図り、日本人と外国人が安心して、安全に暮らせる社会づくりに向けて、引き続き対策の充実を図ること。
- ② 技能実習生の労働条件確保については、違法な時間外労働、賃金不払残業、労働災害防止措置の未実施やハラスメントなどの根絶に向けて監督指導の強化を図ること。

- ③ 外国人および外国人の子どもへの適切な支援を充実することとし、関係部署への職員加配、日本語指導補助者・母語支援員の派遣体制の確立、生活等の指導体制や相談体制の整備・拡充の充実に対する財政的措置を行うこと。

<背景>日本で就労する外国人は 170 万人を超え、神奈川県には172の国・地域、22万人を超える多国籍県民が暮らしています。人口減少下にある日本にとって産業の維持・活性化のために外国人材は貴重な存在となっており、県内で暮らす外国人との共生社会を実現させることが重要です。

(9) 人権が保障される共生する地域社会づくり

- ① 外国人の子どもを受入の際の適切な支援のための職員加配及び日本語指導補助者・母語支援員の派遣等の指導体制の充実に対する制度的・財政的支援を行うこと。
- ② 日本が批准する国際人権規約は、すべての人に教育に関する権利を認め、初等教育は「義務的なものとし、すべての者に対して無償とする」とあり不就学の放置は許されない。県ならびに県内市町村に外国籍家族・児童の転入時や不就学児童へのフォローと連絡などを丁寧に対応すること。
- ③ 「ヘイトスピーチ（差別扇動）」や「ヘイトクライム（差別的動機による犯罪）」を許すことなく、不当な差別的言動を許さない社会環境づくりをめざし、ヘイトスピーチの規制を目的とした条例を制定すること。

<背景>異なる文化・言語を背景とした子どもを含め、すべての子どもを教育の場に包摂し学ぶ権利を保障することが求められます。また、いじめ防止対策推進法が施行されていますが、社会問題化を背景とした、いじめに関する積極的な把握もあり、文科省の調査では、いじめの認知件数は増加の一途をたどっています。価値観の多様性を認め、いじめの根本的な解決につながる体制を整える必要があります。一方、人種、民族、宗教、肌の色、性別、年齢、疾病、障害、門地、性的指向・性自認等による人権侵害はいまだに続いています。また、近年では特定の人種や民族に対し憎しみをあおるような差別的表現、すなわちヘイトスピーチやインターネット上で知らない間に行われている差別拡散などによる悪質な人権侵害が横行しており、大きな社会問題となっています。神奈川県に在籍する外国籍の子どもの2020年度の公立小学校在籍者は6658人、中学校は2506人、高校は1686人であるが、進学する際に在籍者数が減少しており、小学校に在籍していない子どもも存在する。その要因は、①生活習慣の違いから不就学となる、②一度学校に通い不就学となっても後追いしない、③兄弟の面倒をみる（ヤングケアラー）、④お金がない、⑤日本語が分からない、等の理由により学校に通い続けることが困難な児童の割合が高いと考えられます。

II. 支援協力の要請

1. 神奈川県労働者福祉協議会への助成について

神奈川県労働者福祉協議会は、「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」をめざして、連合神奈川、中央労働金庫・こくみん共済coop、神奈川県生活協同組合連合会等により構成され、労働団体と協同組合等との幅広いネットワークの協働により、社会的な福祉課題の改善・解消に取り組んでいます。また、神奈川県労働者福祉協議会、神奈川県生活協同組合連合会、神奈川県農業協同組合中央会等と設立した「公益社団法人フードバンクかながわ」の運営では、加盟団体ならびに連合神奈川と連携を図り、①食品ロス削減の取り組み、②生活困窮者の支援、③地域コミュニティづくり、④新型コロナ禍での食支援―等、行政や福祉団体と連携を図り積極的に取り組んでいます。これらの県民・市民・労働者への社会的福祉の支援活動をふまえ、神奈川県労働者福祉協議会に対する活動補助金の助成につきまして、引き続き特段のご配慮をお願いいたします。

2. 生活相談事業への支援について

かながわライフサポートセンターが実施する電話相談事業「かながわ生活相談ネット」は、県内で生活する方々の「生活相談の問題解決の場」として活用され、各種専門団体と提携し、奨学金の利用や返済困難者の対応、労働者が抱える介護問題の対応など専門分野の相談窓口を設け、問題の解消に向けたサポートに取り組んでいます。

近年では、新型コロナウイルス感染症の影響も相俟って、対人（家族間含む）や近隣のトラブル、労働や法律に関わる相談のほか、生活する上で発生する様々な悩みや奨学金など県民が抱える課題の解消に向けて、2021年度は860件の相談を受けました。

一方、民法改正により2022年4月から成人年齢が20歳から18歳に引き下がり、今後、消費者契約や銀行カードローンに起因する相談が増加する状況も想定されます。県として相談事業に対する一層のご理解と相談機能活用のための周知、および県行政各部門との連携強化につきまして、引き続きのご支援・ご協力を要望します。

3. 加盟事業団体からの支援協力について

神奈川県労働者福祉協議会に加盟する福祉事業団体からの支援協力について、次のとおり要望します。

(1) 中央労働金庫神奈川県本部

個人型確定拠出年金（iDeCo、イデコ）の加入者（2022年3月時点）は、38万7,772人と2012年3月からの10年間で17倍に増えています。また、関東8都県の個人型確定拠出年金（iDeCo）の加入状況をみると、1万人あたりの加入者（2021年3月末時点、運用指図者含む）は神奈川県が390人となっており、東京（460人）に次いで多い状況となっています。*全国平均339人

「人生100年時代」に自立的で豊かな生活を将来にわたって送るには、若いときから金融知識や判断力（リテラシー）を学ぶことで、家計管理や将来の生活設計、資産形成で困らないように後押しする施策が社会全体で求められています。

中央労働金庫では、2022年4月から成人年齢が18歳に引き下げられ、高校では学習指導要領の改訂で本格的な金融教育が始まるなか、各種教材（DVDおよびワークブック）を活用した講義など、学生の金融教育に取り組んでいます。

金融広報中央委員会が2019年に金融リテラシーを図る調査を実施したところ、神奈川県は正答率が57.9%と、関東8都県でもっとも高い水準（全国9位）となっている。

かかる状況を踏まえ、安心して暮らせる地域社会づくりに向けて、以下の施策について要請いたします。

② 県内学校現場（小・中学校、高等学校）での金融教育支援を実施するための「自治体」・「行政機関」・「(民間) 金融機関」のネットワーク構築について検討いただきたい。

(2) 全国労働者共済生活協同組合連合会神奈川推進本部（こくみん共済 coop）

近年、全国で多発する台風や線状降水帯による豪雨等により、大規模な水害や土砂災害が発生しています。神奈川県では、「神奈川県水防災戦略」にもとづくさまざまな被害軽減の取り組みに加え、2023年は「関東大震災100年事業」にもとづく地震防災対策の普及・啓発の強化も進められています。

引き続き、神奈川県民の皆さまが安心して暮らせるまちづくりに向け、以下の事項について、さらなる充実に向けた取り組みの強化を要望します。

- ①神奈川県民の「自助の備え」への認知を深めるための啓発・広報活動
- ②適切な避難行動の促進
- ③水害・地震等による被害の最小化に向けた安全・安心なまちづくり

＜背景＞こくみん共済 coop 神奈川推進本部では、共済事業を行う生活協同組合として、火災による住宅災害に加え、自然災害による住宅災害によって無保障者を発生させない取り組みを継続して行っています。しかし、自然災害共済付帯者は56.5%となっており、半数近くが自然災害により住宅災害に遭われた場合の保障が不十分な状況となっています。

2023年は、関東大震災から100年の取り組みとして、神奈川県が首都圏で最も被害が大きかったことを紹介しながら、現代において同規模の震災が発生した場合に備えて、自然災害に対する備えの重要性を訴求した活動を展開しています。また、これまでの大規模な自然災害における住宅の現場調査や共済金支払対応等を通じて得たさまざまな教訓をいかし、引き続き、神奈川県とたすけあい、さらなる防災・減災のネットワークづくりを進めていきたいと考えます。

(3) (一社)神奈川県労働福祉センター(ワークピア横浜)

ワークピア横浜は安心・安全・清潔を合言葉に会館運営・福祉向上に努めており、幅広い皆さまから会議・懇親会・周年記念行事・賀詞交歓会などにご利用いただいております。神奈川県及び関係団体の皆さま方におかれましては、安心してワークピア横浜をご利用されますようお願いするとともに、関係団体の諸会議の開催の際は、当館をご推薦いただくようご協力をお願い申し上げます。

以 上